

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
- 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更()
- 生活保護法による診療所の廃止()
- 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- 都市計画の変更予定(五件)(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第六百四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6 0 2 6	雑誌その他 の刊行物	聖水クラブ (SEISUI CLUB) 1998 3月号	雑誌コード 15573-3	株式会社 英和出版社
6 0 2 7	〃	熱烈熟女画報 スペシャルVOL. 2 熱烈熟女画報 3月増刊号	雑誌コード 07242-03	株式会社 英和出版社
6 0 2 8	〃	ベストオア・ビデオ・ザ・ワールド No. 27 ビデオ・ザ・ワールド14月号増刊	雑誌コード 17674-4	株式会社 コアマガジン
6 0 2 9	〃	ストリート・ジュガー 1998. 6 VOL.176	雑 誌 04167-06	株式会社 サン出版
6 0 3 0	〃	投稿ニヤン写真 6月号	雑 誌 16635-06	株式会社 サン出版
6 0 3 1	〃	お尻倶楽部r. ジュニア お尻倶楽部3月増刊号	雑 誌 02300-03	三和出版 株式会社
6 0 3 2	〃	JUNK SHOP ジャンクショップ 1998 4月号 VOL.11	雑誌コード 05109-4	株式会社 心交社
6 0 3 3	〃	MEN'S SUPER MAGAZINE BLONDE 1998 4月号 VOL. 26	雑 誌 17813-4	株式会社 桃園書房
6 0 3 4	〃	OKay! オークイ! 1998. 6 VOL. 28	雑 誌 12137-6	株式会社 東京三世社
6 0 3 5	〃	女尊写真 犯されたOL制服	雑 誌 68334-36	株式会社 東京三世社
6 0 3 6	〃	熱写ボーイ No. 93 1998 6月号	雑誌コード 07055-6	株式会社 東京三世社

6037	〃	ときめきギヤル No. 8 ベスト芸能4月増刊号	雑 誌 17966-4	株 式 公 社 日 正 堂
6038	〃	BODYTALK VOL. 1 実話体験告白5月増刊号	雑 誌 04448-5	株 式 公 社 日 正 堂
6039	〃	すびじん 素Be人 Vol.21 Vコミック 6月増刊号 1998.6	雑 誌 07824-6	株 式 公 社 日 本 出 版 社
6040	〃	カメラ天国6月号 コミックBOY6月増刊号	雑 誌 13724-6	株 式 公 社 日 本 出 版 社
6041	〃	Bang マガジン・パン 6月号	雑 誌 18385-06	株 式 公 社 マ ガ ジ ン ・ パ ン
6042	〃	ミニアルバム 熱夏号 リクルート女子大生	A-7131	不 明
6043	録画テープ	好奇心〜危ない腰つき〜 山本真由美	SV-1009	カラン・パン
6044	〃	ときめきに誘われて… 水原由麻	SV-1010	カラン・パン
6045	〃	私って、本当はHが好き 園田明日香	AS-003	株 式 公 社 C E N T U L Y M E D I A
6046	〃	ナルセラ 屋外露出 第5話	BO-05	不 明

鳥取県告示第六百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太田医院	米子市東町三〇五	平成十年八月五日

鳥取県告示第六百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人中西医院	境港市上道町七三三	平成十年七月二十三日

鳥取県告示第六百七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
太田医院	米子市東町三〇五	平成十年八月四日

鳥取県告示第六百八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字上地字榎保木九七七の二、九七七の三、九七九の三から九七九の六まで、九七九の一四、九七九の一五
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第六百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年九月十一日から同月二十五日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年九月二十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
 - 1 第一種住居地域
追加する部分
鳥取市生山字新前田、字菖蒲谷、字松ヶ谷及び字捨樋谷
変更する部分
鳥取市海蔵寺字池ノ谷及び紙子谷字門上谷
 - 2 第一種低層住居専用地域
変更する部分
鳥取市生山字新前田、字松ヶ谷及び字捨樋谷
削除する部分
鳥取市生山字菖蒲谷、紙子谷字門上谷並びに海蔵寺字池ノ谷

鳥取県告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年九月十一日から同月二十五日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年九月二十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・六号ニュータウン環状線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市海蔵寺字赤坂及び字池ノ谷並びに紙子谷字門上谷

鳥取県告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年九月十一日から同月二十五日まで倉吉市役所（倉吉市葵町七七二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年九月二十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号三朝倉吉羽合線及び三・五・一号上井河北中学校線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・一号三朝倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市上井字源平田、字地堂、字下河原及び字外下河原、天神町字外下河原、

海田東町字大所、海田南町字上河原、海田西町一丁目並びに海田西町二丁目

2 三・五・一号上井河北中学校線

変更する部分

倉吉市上井字源平田及び字地堂

鳥取県告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年九月十一日から同月二十五日まで東郷町役場（東伯郡東郷町大字龍島五〇〇）及び羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留一九一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年九月二十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字野字西又ノ二

鳥取県告示第六百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十年九月十一日から同月二十五日まで羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留一九一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十年九月二十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路三・四・二号羽合中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字野字西又ノ二及び大字橋津字二ノ浜屋敷